

掲載内容

第1章 遺言・遺産分割協議と課税リスク

概説

第2章 遺言の課税チェック

第1 遺言一般

- 1 財産を相続人に全て相続させることとする遺言
- 2 特定の財産を受遺者に遺贈することとする遺言
- 3 社長を務めていた会社に土地を、その他の財産を相続人に遺贈することとする遺言
- 4 社長を務めていた会社及び相続人に割合で財産を遺贈することとする遺言
- 5 社長を務めていた会社に全財産を遺贈することとする遺言
- 6 従業員持株会に自社株式を遺贈することとする遺言
- 7 内縁の妻に全財産を遺贈することとする遺言
- 8 胎児に財産を相続させることとする遺言
- 9 土地信託の信託受益権を相続させることとする遺言
- 10 残債務の支払を免除することとする遺言
- 11 遺言による取得財産はないものの、死亡保険金受取人となっている孫がいる場合
- 12 遺言があるものの、一部遺産分割協議を行った場合

第2 公益法人等に遺贈をする遺言

- 13 公益法人と相続人へ財産を提供することとする遺言
- 14 不動産・有価証券等を公益法人に寄附することとする遺言
- 15 遺言により金銭を相続した相続人が金銭を公益法人に寄附する場合
- 16 不動産・有価証券等を相続した相続人が当該現物を公益法人に寄附する場合
- 17 金銭、不動産及び株式を社会福祉法人に寄附することとする遺言
- 18 財産を一般社団法人である老人ホーム及び相続人に遺贈することとする遺言
- 19 預貯金、有価証券の一部を町内会に遺贈することとする遺言
- 20 医療法人に財産を遺贈することとする遺言
- 21 居住していた不動産を認定NPO法人に寄附することとする遺言

第3 換価型の遺贈をする遺言

- 22 遺言執行者が預貯金を解約し、換価代金を相続人が取得することとする遺言

- 23 遺言執行者が有価証券・不動産を売却し、換価金を相続人が取得することとする遺言
- 24 全財産を換価し、相続人、受遺者及び普通法人に割合で分配することとする遺言
- 25 相続人不存在で、全財産を換価して受遺者と普通法人に分配することとする遺言
- 26 相続人不存在で、不動産を換価して特定受遺者に分配することとする遺言
- 27 財産の一部を換価して受遺者と法人に分配し、相続人はその他の財産を取得することとする遺言
- 28 財産を売却した代金で特定公益信託を設定することとする遺言
- 29 不動産を換価した代金を受遺者及び相続人に分配することとする遺言

第4 条件付遺贈をする遺言

- 30 遺言者の相続人が婚姻することを条件に財産を相続させることとする遺言
- 31 孫の20歳の誕生日に土地を遺贈することとする遺言

第5 負担付遺贈をする遺言

- 32 1人の相続人が不動産を取得する負担として他の相続人に金銭を支払うこととする遺言
- 33 債務の負担を前提に財産を受遺者に遺贈することとする遺言
- 34 財産の遺贈とともに、その財産に係るローンを受遺者に負担させることとする遺言
- 35 特定の相続人に財産を相続させ、その相続人から他の受遺者等に定期金を支払わせることとする遺言
- 36 NPO法人に不動産を寄附し、それに伴う税をNPO法人が負担することとする遺言

第3章 遺言分割協議等の課税チェック

第1 遺産分割協議一般

- 37 相続人が遺産を現物で取得する遺産分割協議（現物分割）
- 38 土地を分筆して分割することとする遺産分割協議
- 39 被相続人の意思を汲んで土地を私立学校法人に寄附することとする遺産分割協議
- 40 被相続人の死亡退職金を相続人のうち1人が全部取得することとする遺産分割協議
- 41 相続債務を相続人の1人のみが負担することとする遺産分割協議
- 42 被相続人の住宅ローンを団体信用生命保険により弁済することとする遺産分割協議
- 43 遺産分割協議前に2人の相続人のうち1人が亡くなった場合の遺産分割協議
- 44 父の一次相続が未分割のまま母の二次相続が開始し、相続人が子供1人の場合の遺産分割協議

第2 代償分割・換価分割をする遺産分割協議

- 45 相続人の1人が現物財産を相続し、その相続人から他の相続人に代償金を支払うこととする遺産分割協議
- 46 代償分割の代償金に加えて自己所有土地を交付することとする遺産分割協議
- 47 相続不動産の買取予定価額に基づいて代償分割することとする遺産分割協議
- 48 取得する財産以上の金額を代償として支払うこととする遺産分割協議
- 49 死亡保険金のみを受け取った相続人が他の相続人に金銭を支払う場合
- 50 土地を単独名義で登記した上で売却し、売却代金を分配することとする遺産分割協議

第3 寄与分・特別受益・特別寄与料を定める遺産分割協議

- 51 寄与分を考慮することとする遺産分割協議
- 52 被相続人からの生前贈与を考慮し、相続財産は取得せず生命保険金のみを取得することとする遺産分割協議
- 53 相続人の配偶者に特別寄与料として現物を交付することとする遺産分割協議
- 54 相続税申告期限後に特別寄与料の支払の請求があった場合

第4 遺留分侵害額請求が行われた場合

- 55 遺留分侵害額請求で相続税申告期限前に遺贈を受けた個人が金銭等を渡す場合
- 56 遺留分侵害額請求で相続税申告期限前に遺贈を受けた個人が不動産等を渡す場合
- 57 遺留分侵害額請求で相続税申告期限の1年後に遺贈を受けた個人が金銭等を渡す場合
- 58 遺留分侵害額請求で相続税申告期限の1年後に不動産等を渡す場合
- 59 遺留分侵害額請求で遺贈を受けた法人から金銭等を受ける場合
- 60 遺留分侵害額請求で遺留分相当よりも多額の不動産を受け清算金を支払う場合

第5 遺産分割協議の変更等に関する合意

- 61 一度有効に成立した遺産分割協議をやり直し、財産を再分配することとする合意
- 62 遺産分割協議で設定した配偶者居住権を解除することの合意
- 63 当初の遺産分割協議が無効・取消しとなったため遺産分割協議をやり直した場合

第6 未分割の場合

- 64 相続税の申告期限後に遺産分割協議が調った場合

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

遺言・遺産分割による財産移転と課税関係のチェックポイント



編集 税理士法人 高野総合会計事務所

課税リスクをチェックする!

- ◆財産の種類や移転方法等により課税関係が変化する財産移転のパターンをバリエーション豊かに取り上げています。
- ◆具体的な遺言書等を掲げ、相続人・受遺者の組み合わせ等の法律関係を踏まえ、税目ごとの課税関係を解説しています。
- ◆経験豊富な税理士及び弁護士がそのノウハウを集約して執筆した、相続実務に関する専門家必携の一冊です。

A5判・総頁308頁

定価4,950円(本体4,500円) 送料460円
ISBN978-4-7882-9204-8

0120-089-339 (通話料無料)

受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



詳細はコチラ!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

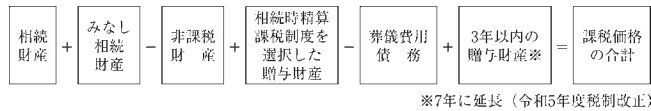
〈電子版〉

定価 4,510円(本体4,100円)

(4) 相続税の計算

取得財産の価額から債務及び葬儀費用を控除した金額に、3年以内の生前贈与の価額を加算して課税価格の合計額を算出します。なお、令和5年度法制改正により、令和6年1月1日以降の贈与については、生前贈与の加算期間を相続開始前3年以内から段階的に延長し、最終的に7年以内へ延長することとなりました。また、延長された4年間に受けた贈与については、贈与財産の価額から100万円を控除した残額が相続財産への持戻しの対象となります。

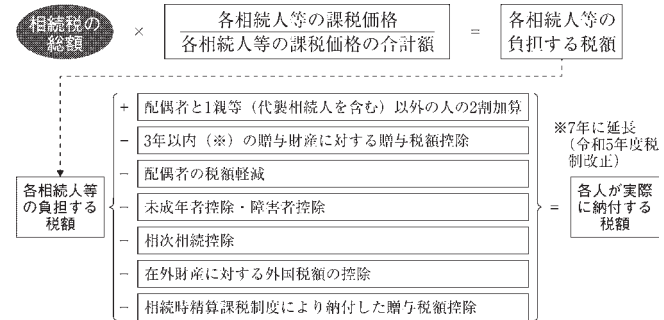
○相続税の課税価格の計算



次に、課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を差し引いた課税額を出し

除額を差し引き、各相続人等の納付すべき税額を計算することになります。

○各相続人等の税額の計算



○相続税の速算表

区分	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

2 相続人等の譲渡所得税

(1) 譲渡所得の基因となる財産の換価がある場合

相続又は遺贈により取得した財産に土地、建物、株式等の譲渡所得の基因となる資産が含まれている場合で、相続人や受遺者がその財産を換価した場合は、値上がり益に対して譲渡所得税が課税されます。

第1 遺言一般

1 財産を相続人に全て相続させることとする遺言

Case

第〇条 遺言者が有する全ての財産を相続人Aに相続させる。

〔財産の内訳〕

- ・土地（相続税評価額1億円）
- ・預貯金（3,000万円）
- ・借入金債務（2,900万円）
- ・葬儀費用（100万円）

〔財産の取得者〕

- ・A（相続人・居住無制限納税義務者）…1億円
（1億円 + 3,000万円 - 2,900万円 - 100万円）
- ・相続人はAを含め2名

チェックポイント

（相続税）

- 相続人Aは相続した全財産の価額に対応する相続税を負担します。
- 取得財産の価額から債務及び葬儀費用の金額を控除して算出される課税価格が

に対する所得税の課税はありません。本ケースの場合、相続人Aは全財産を換価せずに取得しているため、譲渡所得税の課税はありません。

解説

本ケースは全財産を1人の相続人に相続させることとする遺言です。最高裁平成21年3月24日判決（判時2041・45）において、「相続人のうちの1人に対して財産全部を相続させる旨の遺言がされた場合には、遺言の趣旨等から相続債務については当該相続人にすべてを相続させる意思のないことが明らかであるなどの特段の事情のない限り、相続人間においては当該相続人が相続債務もすべて承継したと解され」とあることから、相続債務についても相続人Aが全て承継したと解するものと考えられます。

なお、債権者側は、Aを含めた2名の相続人に対して、相続分に応じた債務の履行を求める権利を行使することができます（民902の2）。

<課税関係>

1 相続税

- (1) 相続税が課される財産
被相続人が亡くなった時点において所有していた財産（土地、建物、

第2 代償分割・換価分割をする遺産分割協議

45 相続人の1人が現物財産を相続し、その相続人から他の相続人に代償金を支払うこととする遺産分割協議

Case

第〇条 共同相続人A及びBは、別紙財産目録記載の財産が被相続人甲（令和〇年〇月〇日死亡）の遺産であることを確認する。

第〇条 Aは、別紙財産目録記載1の土地を取得する。

第〇条 A及びBは、別紙財産目録記載2の預貯金を2分の1ずつ取得する。

第〇条 Aは、遺産取得の代償として金5,000万円をBに対して支払う。

（別紙財産目録 省略）

62 遺産分割協議で設定した配偶者居住権を解除することの合意

Case

<遺産分割の内容>

第〇条 共同相続人A及びBは、別紙財産目録記載の財産が被相続人甲（令和〇年〇月〇日死亡）の遺産であることを確認する。

第〇条 相続人Bは、別紙財産目録記載1の被相続人甲の自宅建物及び土地を取得する。

第〇条 相続人Aは、前条記載の建物につき配偶者居住権を取得し、相続人Bにこの設定登記を備えさせる。

（別紙財産目録 省略）

<合意書の内容>

第〇条 配偶者A及び子Bは、〇年〇月〇日限り、Aの別紙記載の配偶者居住権の設定を合意により解除することとする。

第〇条 前条の解除に伴い、BはAに対し、配偶者居住権消滅に係る対価として金2,500万円の支払義務があることを確認する。

（別紙 省略）

〔財産の内訳〕

- ・配偶者居住権（相続税評価額1,500万円、消滅時の価額1,000万円）
- ・敷地利用権（相続税評価額2,000万円、消滅時の価額1,500万円）